



## 第4章 施策の展開

本計画は、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する必要があるため、5つの基本目標の実現に向けて、13の基本施策に基づき、現状・課題を分析し、今後の確保方策と、成果指標を定め、目標とする提供量や方策について、計画を推進していきます。

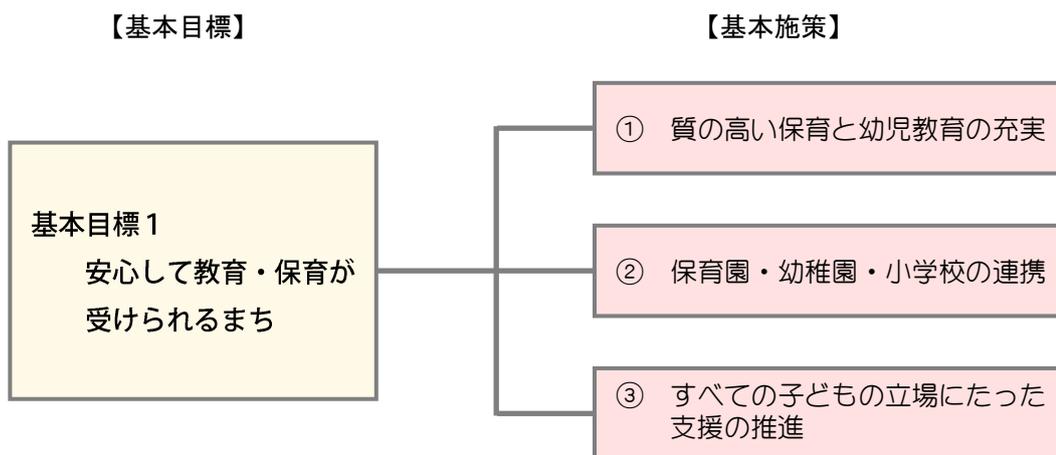
<p><b>基本目標</b></p>	<p>5つの基本目標により、子育ての様々な課題の解決に向けて取り組みます。</p>
<p><b>基本施策</b></p>	<p>基本目標を実現するための13の基本施策を設定します。 基本施策別に本市の方向性を示します。</p>
<p><b>成果指標</b></p>	<p>基本目標・基本施策の進み具合を測るため、5年後のあるべき姿を評価するための成果指標を設定します。</p> <p>成果指標は、市民アンケートや統計データなどを参考にします。 なお、現状値（平成30年度（2018年度））だけでなく、初期値（平成24年度（2012年度））を参考値として掲載しました。また、方向性は「↑」「↓」を示し、成果指標が目指すべき方向を設定しています。</p> <p>計画の目標は、5年後の令和6年度（2024年度）としていますが、目標の達成状況を計画最終年度の1年前に検証し、その達成状況の分析結果を次期計画へ反映していきます。</p>
<p><b>主な関連事業</b></p>	<p>基本目標・基本施策の実現に必要な主な個別事業 （計画策定時に実施している事業であり、今後変更等が生じる場合があります。）</p>

## 基本目標 1 安心して教育・保育が受けられるまち

すべての子どもの健やかな育ちには、「豊かな心」と、「健やかな体」を身につけていく必要があります。

乳幼児期の愛着形成及び人格形成の重要性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通して、子どもの健やかな発達を保障するとともに、保育園・幼稚園・小学校が保育・教育に対する相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続を目指した共通の認識が持てるよう保育園・幼稚園・小学校が連携します。

また、障害のある子どもや、虐待などによりケアを必要とするなど配慮が必要な子どもや保護者を対象に、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。



## 基本施策 1 質の高い保育と幼児教育の充実 ●●●●●●●●

質の高い保育と幼児教育を目指し、小学校との連続性などの観点から、幼児期に取り組むべき教育の内容の充実を図るために、保育士の質の向上に向けた専門的な研修の実施を行うとともに、幼稚園、保育園、小学校との間における幼児教育の連携強化及び子育て応援情報誌等による子育て情報提供の充実に努めていきます。

### ■ 成果指標

指標名		初期値 平成 24 年度 (2012 年度)	現状値 平成 30 年度 (2018 年度)	方向性
1	子育てがしやすいまちであると感じている人の割合（総合計画指標 11）	64.9%	73.0%	↑

### ■ 主な関連事業等

名称	概要	担当課
保育士の研修	保育の質の向上のために、保育士に対し専門的な研修を行います。	幼児保育課
幼児教育研究	市内の幼稚園教諭・保育士と小学校教諭との実践的な連携・交流・協議を通して、子どもの成長過程を踏まえた共通の「子ども理解」と、幼児期の保育及び教育と小学校教育との円滑な接続を図り、幼児教育の振興及び向上を目指します。	幼児保育課
子育て情報の提供	ホームページや子育て応援情報誌、子育てメールマガジンで、子育てに関する情報提供を行います。	女性・子ども課

## 基本施策 2 保育園・幼稚園・小学校の連携 ●●●●●●●●

幼児期と児童期の教育をより円滑につなげるために、保育・教育の場の違いや保護者の就労の有無に関らず、すべての子どもに平等に質の高い教育・保育を提供できるよう、引き続き、保育士と教職員の研修や交流などを通じて統一認識の熟成及びそこから生まれる円滑な教育の流れの強化に努め、保育園・幼稚園・小学校と連携して取り組みます。

### ■ 成果指標

指標名		初期値 平成 24 年度 (2012 年度)	現状値 平成 30 年度 (2018 年度)	方向性
2	子どもの教育について学校、家庭、地域の連携が十分にできていると思う人の割合 (総合計画指標 17)	59.0%	60.6%	↑

### ■ 主な関連事業等

名称	概要	担当課
幼児教育研究	市内の幼稚園教諭・保育士と小学校教諭との実践的な連携・交流・協議を通して、子どもの成長過程を踏まえた共通の「子ども理解」と、幼児期の保育及び教育と小学校教育との円滑な接続を図り、幼児教育の振興及び向上を目指します。	幼児保育課
保育事業協会設置	市内の保育園及び幼稚園の事業関係者が、相互に連絡・調整し、研修及び運営方策の研究などを行います。	幼児保育課

## 基本施策3 すべての子どもの立場にたった支援の推進 ●●●●●●●●

すべての子どもが、平等に教育・保育を受けられるまちづくりを推進するとともに、配慮が必要な子どもへの取り組みを充実します。また、障害のある子どもとその保護者に対しては、一人ひとりの障害の状況に応じた、きめ細かい支援を行っていくとともに、障害のある子どもが地域の中で安心して生活できるよう、保健、福祉、教育などの各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを進めます。

### ■ 成果指標

指標名		初期値 平成 24 年度 (2012 年度)	現状値 平成 30 年度 (2018 年度)	方向性
3	多様な保育ニーズに対応できる場所があると思う人の割合（総合計画指標 8-1-2）	22.4%	25.5%	↑
4	気軽に相談できる機関がある障害者（その家族）の割合（総合計画指標 7-2-2）	51.0%	51.4%	↑

### ■ 主な関連事業等

名称	概要	担当課
親子発達支援教室開催	精神発達に特性を持つ子どもとその保護者及び身体発達がゆるやかな子どもとその保護者に対し、小グループの遊び場を提供します。	女性・子ども課 (子育て支援センター)
要保護児童対策地域協議会設置	虐待を受けている子どもや様々な問題を抱えている子ども及びその保護者を早期発見し、適切な保護等を図るために、地域の関係機関が情報を共有し、連携と協力により適切な支援を行います。	女性・子ども課
あすなろ学園運営	就学前児童で心身の発達に遅れや肢体不自由のある障害児が保護者とともに通園し、保育、理学療法及び言語療法により、自立の基礎を養います。	幼児保育課
障害児児童福祉サービス提供	障害児に対して児童福祉サービスを給付します。	女性・子ども課
特別支援教育相談	発達障害など特別な教育的配慮を必要とする子どもとその保護者に対し、電話及び窓口にて相談を行います。	学校教育課 (教員研修センター)
障害児相談支援	障害児の生活支援のために、身体・知的の障害に対応した専門相談員による相談を実施します。	女性・子ども課

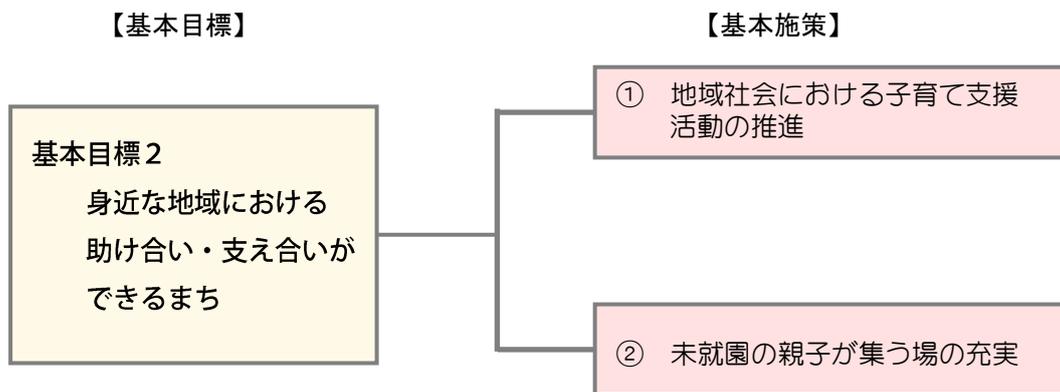
## 基本目標 2

## 身近な地域における助け合い・支え合いができるまち

子どもの成長には、地域で多様な人に出会い、子ども同士の触れ合いを通して、子どもの世界を広げていくことが望まれます。

また、核家族化が進んだ現在では、子育て中の保護者が孤立感・孤独感を感じながら子育てをすることも稀ではありません。

子どもが広い世界で成長し、保護者も地域で穏やかな心で子育てできるよう身近な地域に存在する、保育園、幼稚園、学校、児童館など、市や専門機関、諸団体が連携・協力し、子育てについて助け合い、支え合っていく取り組みを進めます。



## 基本施策1 地域社会における子育て支援活動の推進 ●●●●●●●●

すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるように、様々な地域の資源を活用するとともに、子育て経験者や子育て中の保護者の交流を図り、気軽に相互援助ができる場をつくることで、きめ細かな子育て支援サービスを提供します。

また、利用しやすい身近な場所で子育てについて相談できるよう、様々な場所での相談や情報提供を行い、保護者の育児負担の軽減を図ります。

### ■ 成果指標

指標名		初期値 平成 24 年度 (2012 年度)	現状値 平成 30 年度 (2018 年度)	方向性
5	地域で子どもを育む活動をしたことのある大人や若者の割合（総合計画指標 12）	23.0%	25.3%	↑
6	地域全体で子どもが育っていると感じている人の割合（総合計画指標 11-2-1）	50.7%	47.9%	↑

### ■ 主な関連事業等

名称	概要	担当課
初めての子育て家庭訪問	第1子を出産し、初めて子育てをする家庭を児童委員が訪問します。	女性・子ども課
ファミリー・サポート・センター運営	仕事と育児の両立を支援し、安心して子育てができるように、会員同士で子育てを援助します。	女性・子ども課 (子育て支援センター)
家庭教育講演会等開催	子どもの悩みや親としての接し方・心構えなどへの基本的理解を深め、子育て中の保護者の悩みを軽減させることを目的に、講演会などを開催します。	社会教育課
児童福祉団体活動事業費補助	保育園保護者会、子ども会や児童館母親クラブなど児童福祉団体の活動事業に対して補助金を交付します。	幼児保育課 女性・子ども課
社会福祉団体活動事業費補助	手をつなぐ育成会、肢体不自由児父母の会や身体障害者福祉協議会など社会福祉団体の活動事業に対して補助金を交付します。	社会福祉課
ふれあい交流推進事業	様々な体験活動や人とのふれあいを深めるため、校区の大人と子どもが交流を目的とした事業を開催します。	社会教育課

## 基本施策 2 未就園の親子が集う場の充実 ●●●●●●●●

子育て家庭にとって、身近なつどい・交流の場である子育て広場・常設広場は保護者の育児負担感を軽減し、孤立化の予防となるため、今後も子育て支援センターや児童館でのひろば機能の充実を図るとともに、各子育て支援センター事業等で保護者の不安や悩みに寄り添い、その軽減に向けて丁寧に対応するなど、より多くの保護者とつながるよう運営します。

また、出産前後に就労を継続する女性の増加もあり、就園までの期間に重点的に子育てに対する知識や情報提供を行い、乳児期の早い時期から親子の愛着形成の促進や育児不安等の軽減となるよう支援していきます。

### ■ 成果指標

指標名		初期値 平成 24 年度 (2012 年度)	現状値 平成 30 年度 (2018 年度)	方向性
7	子育て支援センターを利用した延人数	71,042人	78,573人	↑

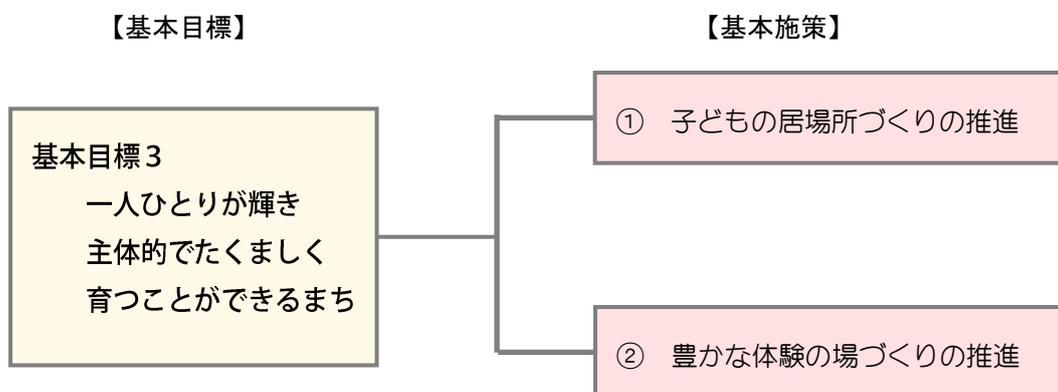
### ■ 主な関連事業等

名称	概要	担当課
子育て支援センター運営	子育てに関する相談及び支援、子育てに関する情報の収集及び提供などを行うため、市内3か所の子育て支援センターを運営します。	女性・子ども課 (子育て支援センター)
子育て広場開催	子育て支援センターや児童館において、親子の遊び場や遊び方、子育ての情報交換、地域交流の場づくりなどを提供します。	女性・子ども課
育児講座開催	子育てに関する知識や情報を得ることにより、子育ての楽しさが感じられる講座を開催します。	女性・子ども課 (子育て支援センター)
育児支援親子教室開催	安心して親子で遊べる場を提供し、保育士と一緒に遊ぶ中で、子どもとの関わり方を学んだり相談に応じたりして育児不安を軽減します。	女性・子ども課 (子育て支援センター)

### 基本目標 3

### 一人ひとりが輝き主体的でたくましく育つことができるまち

子どもを取り巻く環境の変化に伴って、基本的なモラル等の低下が指摘される中で、子どもの自尊感情や他者と人間関係を形成する力等の課題解決力を育てていくことが重要であり、こうした状況を踏まえ、学校教育や社会教育など教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を推進し充実させること、さらには、人や社会、自然や環境等と直接的にかかわる様々な体験活動を通して、自己肯定感を高め、人と人との繋がる心を育てていく取り組みを推進します。



## 基本施策1 子どもの居場所づくりの推進 ●●●●●●●●

地域の公共施設などを活用するとともに、市民一人ひとりが培ってきた学びを活かし、子どもが健全に育つための居場所づくりを進めます。

また、自由な時間が減少する傾向にある子どもに対して、既成の事業参加型だけでなく、地域の中で安心して子ども同士が交流を行う場として、自主性を重んじ、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを進めます。

さらに、子どもが重篤な事故・事件に巻き込まれることのないよう、地域の人々のつながりを支援しながら、子どもの居場所づくりに取り組みます。

### ■ 成果指標

指標名		初期値 平成24年度 (2012年度)	現状値 平成30年度 (2018年度)	方向性
8	児童館総来館者数（総合計画指標13）	134,711人	127,998人	↑

### ■ 主な関連事業等

名称	概要	担当課
児童館運営	児童に健全な遊び場を提供し、健康増進や情操を豊かにすることを目的に児童館を運営します。	女性・子ども課
児童遊園等維持管理	児童に身近な地域で安全な遊び場を提供し、健康を増進し、自主性・社会性・創造性を高めることを目的に児童遊園の遊具などを整備します。	女性・子ども課
ほっと東海運営	不登校児童生徒のサポートセンターとして上野公民館、まなぶん横須賀内に適応指導教室を運営します。	学校教育課
ほっとプラザ運営	ひきこもり状態や不登校で悩んでいる方の相談の場として、ひきこもり支援拠点を運営します。	社会福祉課

※民間の活動としては、子どもが地域の人たちと一緒に食事することで子どもの孤立を防止し、子どもの健やかな成長を促す「子ども食堂」の取り組みがあります。

## 基本施策2 豊かな体験の場づくりの推進 ●●●●●●●●

子どもが文化や芸術に親しみ、異なる世代や地域、価値観を持つ人々との交流、自然とのふれあいなど、様々な体験による学びによって、豊かな人間性や社会性を育む機会を提供し、一人ひとりの個性や可能性を育む教育の充実を図ります。あわせて、社会に参加、貢献する喜びを実感できるよう、地域活動ボランティア活動などに参加する機会の拡充を図ります。

また、子どもがその家庭環境に関わらず、夢に向かって進むことができるよう支援するとともに、放課後児童健全育成事業を利用する児童も様々な体験・活動を行うことができるよう、引き続き全12小学校で、放課後児童クラブと子ども教室を同一の小学校内で一体的に実施し、両事業の指導員が連携した取り組みを進めます。

### ■ 成果指標

指標名		初期値 平成24年度 (2012年度)	現状値 平成30年度 (2018年度)	方向性
9	市や地域が開催した親子又は子ども対象の事業が充実していると思う人の割合 (総合計画指標 9-2-2)	55.5%	61.9%	↑
10	地域で行われる異年齢交流事業の参加者数 (総合計画指標 11-2-2)	1,344人/年	4,404人/年	↑

### ■ 主な関連事業等

名称	概要	担当課
子ども教室開催	放課後や週末などに、小学校の特別教室等を活用し、地域の方々の参画を得て子どもたちにスポーツや文化活動を開催します。	社会教育課
地域のスポーツ力連携事業	企業などのスポーツチームの試合観戦やスポーツ教室、社会体育指導者によるスポーツ教室を開催します。	スポーツ課
子ども芸能発表会実施	「とうかい教育夢プランⅡ」の中で示された、子どもの「夢」の実現に向け、子どもが主体的に参加し楽しめる発表会を実施します。	文化芸術課
出合いの教室実施	子どもたちが優れた文化芸術に触れ、夢を育むことを目的として、プロの実演家を小学校に派遣します。	文化芸術課
おんがくさん はじめてのコンサート	幼少期の子どもたちが優れた文化芸術に触れ、夢を育むことを目的として、プロの実演家を保育園に派遣します。	文化芸術課

名称	概要	担当課
子どものオーケストラ	演奏経験のない子どもにも楽器を貸与し、名古屋フィルハーモニー交響楽団団員等の指導を受け、東海市芸術劇場を中心にオーケストラとして活動します。	文化芸術課
東海児童合唱団	歌やダンスが好きな子どもが集い、童謡・クラシックなど幅広いジャンルに挑戦して、東海市芸術劇場を中心に活動します。	文化芸術課
エコスクール開催	進んで環境問題に取り組むことのできる人づくりを目指し、環境に関する様々な講座を開催します。	生活環境課
エコって工作	家庭ごみや資源の分別について、親子で楽しく学ぶ場を提供し、リサイクルやごみの適正排出に対する理解を深める教室を開催します。	清掃センター
親子農業体験教室実施	農業センター内のほ場を利用し、親子で野菜の植えつけや収穫の体験を行います。	農務課 (農業センター)
ものづくり子ども教室開催	市内企業の協力を得て、東海市ならではのものづくりの特色を様々な体験から楽しく学びます。	社会教育課
沖縄体験学習	中学2年生全員が沖縄の豊かな自然を体感し、海洋研修を行うとともに、平和学習を行います。	学校教育課
海外体験学習	中学1・2年生24人が姉妹都市であるオーストラリアマセドンレンジズ市を訪問し、国際的な体験による学習を行います。	学校教育課
学習支援教室	学習塾に通っていない中学生を対象に、学習支援員とサポーターの指導により、学習習慣を身につけ、楽しく学び学力向上を目指します。	社会教育課



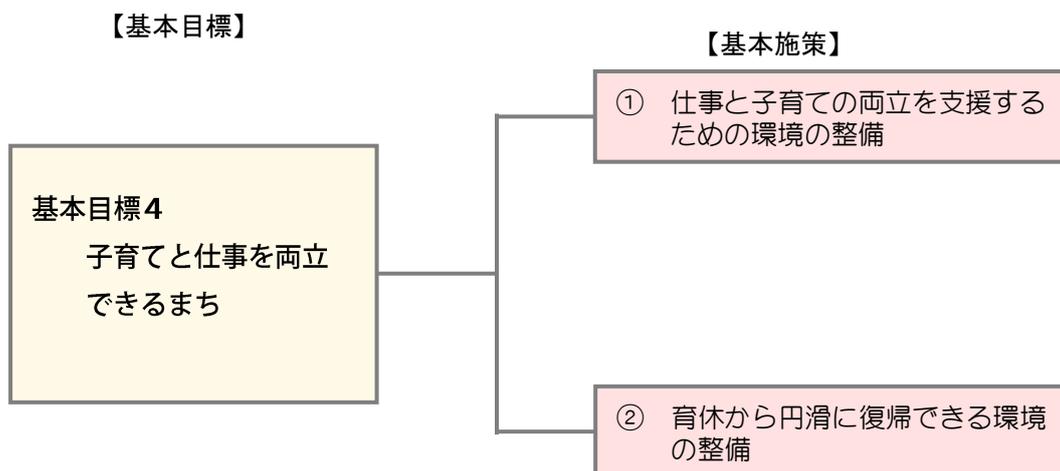
親子農業体験

## 基本目標4 子育てと仕事を両立できるまち

現代では、性別にかかわらず、その人らしい充実した生き方が模索されています。また、家庭も仕事も充実させ、自分らしく暮らすことを望む人も増えています。

しかし、現実には、出産により退職せざるを得ない人や、育児休業後の復帰に障害があるなど、出産・育児により仕事を諦める人が多い状況です。

安心して子どもを産み育て、いきいきと働くことができるよう、出産後の支援や、多様な雇用体系に対応できる保育サービスを提供します。また、働き方改革関連法「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を踏まえ、仕事と子育ての両立を可能にするための環境づくりに努めます。



## 基本施策1 仕事と子育ての両立を支援するための環境の整備 ●●●●

仕事と子育ての両立を希望する人が、多様な働き方ができるよう保育サービスの充実に加え、子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させ、女性社員が出産・育児・介護のために退職することなく、いきいきと職場で働き続けるための環境づくりを支援します。

### ■ 成果指標

指標名		初期値 平成24年度 (2012年度)	現状値 平成30年度 (2018年度)	方向性
1.1	さまざまな立場の人が働きやすい環境が確保されていると思う人の割合（総合計画指標38）	37.6%	47.3%	↑
1.2	法を上回る基準の育児介護休業制度を規定している事業所の割合	32.4%	30.0%	↑

### ■ 主な関連事業等

名称	概要	担当課
延長保育	保護者の就労などの理由により、通常の保育時間内に登園・降園できない世帯の児童について、延長して保育します。	幼児保育課
私立延長保育事業費補助	私立保育所、私立認定こども園等が標準時間である11時間を超えて保育を実施することに対して補助することで、安定的な事業の実施を支援します。	幼児保育課
一時的保育 (非定型的保育)	断続的に保育が必要な児童であるが、保護者の就労形態により保育園の入所要件に満たない場合、一時的に保育園で保育します。	幼児保育課
幼児一時預かり	保護者の就労・リフレッシュなどの理由により、子どもを保育できない時に一時的にその子どもを預かります。	女性・子ども課 (子育て支援センター)
病児・病後児保育	病気や病気回復期で、保護者の就労などの理由で、保護者が養育できない場合に、児童を保育します。	幼児保育課
放課後児童健全育成	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供します。	女性・子ども課 社会教育課

## 基本施策 2 育休から円滑に復帰できる環境の整備 ●●●●●●●●

働きながら子育てを行うために、保育サービスなどの充実は必要不可欠であることから、保育園や地域型保育事業により待機児童を生じさせないように努め、量を確保するとともに、子どもにとって良好な保育環境の「質」の確保を図ります。

また、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、利用者支援事業などを活用しながら、休業中の保護者に対して情報提供を行います。

### ■ 成果指標

指標名		初期値 平成 24 年度 (2012 年度)	現状値 平成 30 年度 (2018 年度)	方向性
13	保育園の待機児童数（総合計画指標 8-1-1）	17人/年	13人/年	↓

### ■ 主な関連事業等

名称	概要	担当課
育児休業中の子育て支援講座開催	市民活動団体との協働事業で、育児休業から職場復帰を目指す女性を支援する講座を開催します。	女性・子ども課
育児休業から復帰する人のための保育園入所予約	年度途中から育休復帰する人が、前年度10月の保育園一斉入園手続きの時期から予約ができる制度を設けています。	幼児保育課
育児休業取得時の保育園の継続利用	育児休業に入る保護者の児童（3歳児以上）が在園児であって、継続入所が必要な児童に対して保育を行います。	幼児保育課

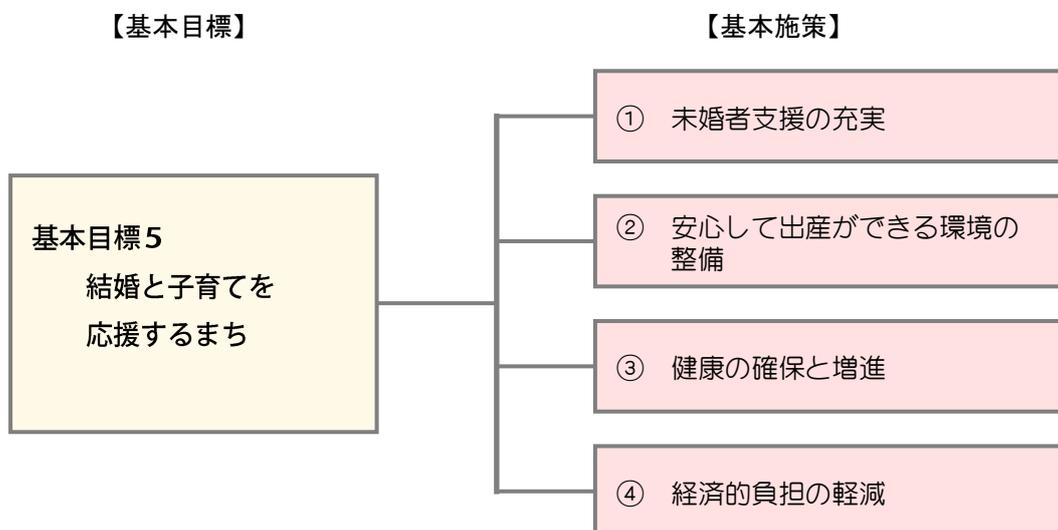


えほん館読み聞かせ講座

## 基本目標5 結婚と子育てを応援するまち

「子育てと結婚を応援するまち東海市」にふさわしい子育て支援策を確立するため、安心して出産し、子育てができる環境やだれもが住みやすいまちになるような環境を整備していくことが重要です。また、すべての子どもとその家族が健康であるための取り組みも必要です。

結婚に向けての活動については、出会いの場創出事業が広く女性に周知され、女性の集客につながるよう、より多くの出会いができるよう取り組みを進めます。



## 基本施策1 未婚者支援の充実 ●●●●●●●●

現代の若者が結婚しにくくなった背景には、価値観の多様化など個人の意識変化、雇用が不安定であるために将来の生活設計がたてられないことなどが影響しているといわれています。

今後も、市と事業所などが協働して、未婚者の結婚支援に取り組みます。

### ■ 成果指標

指標名		初期値 平成24年度 (2012年度)	現状値 平成30年度 (2018年度)	方向性
14	結婚応援活動（自主事業・サポーター事業等）事業の開催回数	29回	28回	↗

### ■ 主な関連事業等

名称	概要	担当課
結婚応援センター運営	結婚を希望する男女を応援するため、結婚応援センターにおいて、結婚に関する相談、各種講座や出会いの場を提供します。	女性・子ども課 (結婚応援センター)

## 基本施策 2 安心して出産ができる環境の整備 ●●●●●●●●

安心して出産・子育てができるよう、子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援に努め、健康診査、健康相談などの母子保健事業を実施します。

また、妊娠中及び出産後に心身の不調などによって子育てに支援が必要な家庭や、多胎児家庭、核家族化による家族の支援が受けられない家庭に対して、家事や育児の負担の軽減を図るようことができるよう、サポート体制の充実を図ります。

### ■ 成果指標

指標名		初期値 平成 24 年度 (2012 年度)	現状値 平成 30 年度 (2018 年度)	方向性
15	子育てに関して気軽に相談できる機会があると思う人の割合（総合計画指標 8-2-1）	17.0%	14.3%	↑
16	妊娠届出書を妊娠満 11 週以内に届けた人の割合	94.2%	94.3%	↑

### ■ 主な関連事業等

名称	概要	担当課
母子健康手帳交付	妊娠期から乳幼児期までの健康管理が一括して行えるよう妊娠届出時に交付します。	健康推進課
妊産婦健康診査	妊婦及び産婦の健康を確保するため、妊婦には 14 回の健診と 1 回の子宮頸がん健診、産婦には 1 回の健診を行います。	健康推進課
妊婦医療助成	市内に住所を有する妊婦に対し、健やかな子どもの出生に必要な医療費（保険診療分）の自己負担額を助成します。	国保課
養育支援訪問	養育困難な家庭、配慮が必要な家庭などに対して、養育に関する専門的な相談指導・助言を行う保育士・助産師・保健師、家事援助などを行なうヘルパー・育児経験者などを派遣します。	女性・子ども課 (子育て支援センター)
子育て世代包括支援センター事業	妊産婦・子育て家庭の個別ニーズを把握したうえで、情報提供・相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援します。	女性・子ども課 健康推進課
産後ケア事業	出産後 4 か月未満の母親を対象に家族が遠方等の理由によりサポートを受けることができず、育児に不安等がある方を対象に委託機関で産後ケアを受けたときにかかった費用の一部を市が負担します。	健康推進課

## 基本施策 3 健康の確保と増進 ●●●●●●●●

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。

関係機関が連携を強化して、健康診査、健康相談などの母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、保護者も健やかな家庭生活を送れるよう、各種健(検)診などの受診を勧め、子どもたちが心身ともに健康でゆったりとした気持ちで育っていくような体制を整えます。

### ■ 成果指標

指標名		初期値 平成 24 年度 (2012 年度)	現状値 平成 30 年度 (2018 年度)	方向性
17	乳児(4か月児)健診において「ゆったりとした気分で子と過ごせるか」に「はい」と答えた人 (総合福祉計画指標 38)	78.1%	88.5%	↑

### ■ 主な関連事業等

名称	概要	担当課
乳幼児健康診査	4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、疾病の早期発見・発育発達の確認を行うとともに、必要な育児指導を行います。	健康推進課
健康ホットライン運営	保健師、栄養士、歯科衛生士、保育士、臨床心理士、助産師、看護師などが、子どもの発育発達、保護者の健康や育児に関する相談に応じます。	健康推進課
乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を、助産師・看護師・保健師が訪問します。	健康推進課
各種相談事業	保健師、栄養士、歯科衛生士、保育士、臨床心理士、助産師、看護師などが、子どもの発育発達、保護者の健康や育児に関する相談に応じます。	健康推進課
各種健(検)診等	特定健康診査は、40歳以上の国民健康保険等の加入者を対象に、肝炎ウイルス検診は40歳以上の過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない方を対象に実施しています。 また、該当年齢の方を対象に胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん検診を実施しています。	健康推進課
健康応援ステーション	医療機関、歯科医院、薬局を「メディカルステーション」、運動プログラムを体験できる運動施設を「運動ステーション」、いきいき元気メニューを提供する飲食店を「食生活ステーション」とし、健康づくりを応援しています。	健康推進課

## 基本施策4 経済的負担の軽減 ● ● ● ● ● ● ● ●

子どもを産み育てる家庭に対して、各種手当などにより、経済的な負担の軽減を図り、ひとり親家庭や貧困家庭についても、自立した生活を営めるよう、生活支援として各種手当の給付を行います。

また、妊娠を希望し、治療される場合の経済的負担軽減のため、不妊治療費の補助を行います。

### ■ 成果指標

指標名		初期値 平成24年度 (2012年度)	現状値 平成30年度 (2018年度)	方向性
18	不妊治療助成金申請件数	858件	1,201件	↗

### ■ 主な関連事業等

名称	概要	担当課
児童手当支給	中学校修了前の児童を養育している人に支給します。	市民窓口課
子ども医療助成	子ども（0歳～24歳到達の年度末）に対し医療費（保険診療分）の自己負担額を助成します。 ※15歳到達の年度末以降は、入院医療費のみ。 ※18歳到達の年度末以降は、大学生等に限る。	国保課
障害者援護扶助費支給	障害者手帳の交付を受けた人で、在宅で生活している人に支給します。	社会福祉課
不妊治療助成	不妊治療を受けている夫婦に対し、不妊治療に要する費用の一部を助成します。	国保課
未熟児養育医療給付	医師が入院養育を必要と認めた未熟児に対し、その治療に必要な医療費を給付します。	国保課
ひとり親家庭への各種手当支給	ひとり親家庭の生活の安定のために、子どもをひとりで養育している養育者に支援を行います。	女性・子ども課
不育症治療助成	不育症治療を受けている夫婦に対し、不育症治療に要する費用の一部を助成します。	国保課